

# 社団法人 私的録画補償金管理協会定款

- ・平成11年3月1日 第1回総会承認
- ・文化庁事務連絡平成13年1月12日「中央省庁等改革に伴う定款の変更」により、第13条規定の主務大臣名を変更
- ・平成14年11月28日 第13回理事会、第10回総会で第2条、第36条、第38条の規定の一部変更について承認
- ・上記一部変更についての主務大臣認可日：平成15年9月19日

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人私的録画補償金管理協会(英文:Society for Administration of Remuneration for Video Home Recording. 略称「SARVH」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区赤坂5丁目4番6号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、著作権者、実演家及びレコード製作者(以下「権利者」という。)のために、私的録音録画補償金のうち私的録画に係るもの(以下「私的録画補償金」という。)を受ける権利を行使し、権利者に分配するとともに、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 私的録画補償金の額の決定、徴収及び分配その他私的録画補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権制度に関する思想普及及び調査研究又はこれらの事業に対する助成
- (3) 著作物の創作の振興及び普及に資する事業又は当該事業に対する助成
- (4) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力又は当該事業に対する助成
- (5) デジタル録画用機器及びデジタル録画用記録媒体の開発に伴う著作権、著作隣接権を保護するための技術的手段に関する調査研究又は当該事業に対する助成
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

### (会員)

第5条 この法人は、次の各号の一に該当する団体又は連合体であつて、かつ、著作権法第104条の3第3号の要件を備え、この法人の目的に賛同して入会するものを会員とする。

- (1) 私的録画に係る著作物に関し、著作権法第21条に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において私的録画に係る著作物に関し、同条に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの
  - (2) 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）
  - (3) 国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）
2. この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
  3. 会員は、会員権を行使する代表者を定めて届け出るものとする。代表者を変更したときも同様とする。

### (会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費及びその他の負担金を納入しなければならない。

2. 既納の会費及びその他の負担金は、いかなる理由があつても返還しない。

### (資格の喪失)

第7条 会員は、次の理由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である団体又は連合体が解散したとき
- (3) 破産の宣告を受けたとき
- (4) 第5条第1項の要件を満たさなくなったとき
- (5) 除名されたとき

### (退会)

第8条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。

### (除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会の議決を得て、理事長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があつたとき

- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- 2. 前項により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ、その旨を通知するとともに、除名の議決を行う前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第4章 役員及び職員

##### (役員)

第10条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内（うち1名を理事長、1名を専務理事とする。）
- (2) 監事 2名以上3名以内

##### (役員を選任)

第11条 理事及び監事は、総会で選任する。

- 2. 理事のうち4名以上8名以内は、学識経験を有する者等のうちから選任する。
- 3. 理事長及び専務理事は、理事の互選により選任する。
- 4. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

##### (理事の職務)

第12条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2. 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3. 専務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の業務を執行する。
- 4. 理事は、理事会を組織し、理事会の意思を決定する。

##### (監事の職務)

第13条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) この法人の財産の状況の監査
- (2) 理事の業務執行の監査
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見した場合の理事会及び総会並びに文部科学大臣及び経済産業大臣（以下「主務大臣」という。）への報告
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合の理事会及び総会の招集

##### (役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び総会において、理事現在数及び会員現在数の3分の2以上の議決により、理事長が解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
2. 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第16条 役員は、有給とすることができる。

2. 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(職員)

第17条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
3. 職員は、理事長が任免する。
4. 職員は、有給とする。

## 第5章 会 議

(理事会)

第18条 理事長は、毎年2回理事会を招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第19条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、その議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2. 理事会の議事は、この定款に別に定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(理事会の議決事項)

第20条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 私的録画補償金の額の決定、変更及びこれらの公示
- (2) 私的録画補償金分配規程の制定又は変更

- (3) 私的録画補償金返還基準の策定
- (4) 著作権法第104条の8第1項に規定する事業に関する事項
- (5) 私的録画補償金の管理に必要な手数料（以下「管理手数料」という。）の決定又は変更
- (6) 定款細則の制定又は変更
- (7) 訴訟の提起、取り下げ及び和解
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(総会)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

2. 通常総会は、毎年2回理事長が招集する。
3. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
4. 前項のほか、会員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
5. 総会の招集は、少なくとも7日以前にその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、会議の都度出席会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第23条 総会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項

(総会の議決の方法)

第24条 総会は、会員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、その議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び議決権の行使につき出席した会員を代理人とする旨の文書を提出した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別に定めがある場合のほか、出席全員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(会員への通知)

第25条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第26条 理事会の議事録は、議長及び出席者の代表2名以上が署名し、これを保存する。

2. 総会の議事録は、議長及び出席者1名以上が署名し、これを保存する。

## 第6章 財産及び会計

### (資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及びその他の負担金
- (3) 管理手数料
- (4) 事業に伴う収入（管理手数料を除く。）
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) 寄付金品
- (7) その他の収入

### (資産の種別)

第28条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産であることを指定して寄付された金品
  - (3) 理事会及び総会で基本財産に繰り入れることが承認された財産
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### (私的録画補償金)

第29条 この法人は支払いを受けた私的録画補償金については、管理手数料を除くほか、預り金とする。

### (財産の管理)

第30条 この法人の財産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

### (基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、主務大臣の承認を受けて、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

### (費用の支弁)

第32条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

### (会計)

第33条 この法人の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2. 特別会計は、私的録画補償金に関する会計とし、一般会計と区別して経理するものとする。

3. 一般会計において、業務遂行に要する費用にあてるため、必要に応じ、特別会計からその資金の一部を借り入れることができる。
4. 前項の借入金は、当該会計年度又は翌会計年度の一般会計収入をもって償還する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、主務大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度終了後3か月以内に、主務大臣に提出しなければならない。

(収支差額の処分)

第36条 この法人の一般会計における収支計算において収入超過が生じた場合は、次の順序にしたがい処分するものとする。

- (1) 前年度から繰り越した欠損があるときは、まずその補填にあて、なお収支差額があるときは、当該年度に特別会計から繰り入れられた管理手数料の額の範囲で、翌年度において会員に分配する。さらに収支差額があるときは、理事会及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越す。
  - (2) 前年度から繰り越した欠損がないときは、当該年度に特別会計から繰り入れられた管理手数料の額の範囲で、翌年度において会員に分配する。さらに収支差額があるときは、理事会及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越す。
2. この法人の一般会計における収支計算において、支出超過が生じた場合は、翌年度以降の収支差額をもって補填する。

(長期借入金)

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の一般会計収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、主務大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 第31条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 委員会

(委員会)

第40条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るために、分配委員会、共通目的委員会及び返還委員会のほか、必要に応じて、理事会の議決により、理事長の諮問機関として委員会を設けることができる。

2. 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し、又は審議する。
3. 委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、理事会及び総会において、理事現在数及び会員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければ変更することができない。

2. この定款を変更したときは、すみやかに会員及び理事に通知する。

(解散)

第42条 この法人の解散は、理事会及び総会において、理事現在数及び会員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第43条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、理事現在数及び会員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を受けて著作権等を管理する団体に寄付するものとする。

## 第9章 補 則

(備付書類及び帳簿)

第44条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類

- (8) 官公署往復書簡
  - (9) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号の書類並びに同項第9号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

## 附 則

1. この定款は、法人設立の日から施行する。
2. 第11条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

理事	(理事長)	砂原 幸雄
理事	(専務理事)	高比良昭夫
理事		秋田 完
理事		池口 頌夫
理事		横須賀鎮夫
理事		岡田 裕
理事		鴨井達比古
理事		児玉 昭義
理事		野村 万蔵
理事		田邊 昭知
理事		寺島アキ子
理事		福田 慶治
理事		藤井 一孝
理事		渡邊 美佐
理事		松下 直子
理事		野田 康正
理事		小泉 雅哉
理事		阿部 浩二
理事		田原 昭之
監事		別紙 博行
監事		加納 一朗

3. 第39条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、法人設立の日から平成11年3月31日までとする。
4. 第34条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。

5. この変更規定は、主務大臣の認可があった日から施行する。  
(主務大臣認可日：平成15年9月19日)